

## 社会福祉法人尾道のぞみ会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾道のぞみ会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、別表のとおり報酬を支給する。

### (報酬額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合日額として8,000円を支給する。

2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

（2）理事

区 分	日 額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

（3）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

提案理由

定款第8条及び第21条の規定により、役員等の報酬等の支給基準について定める必要があるため。